

令和5年度版 認定こども園 入園のしおり



◎入園申込期間

- 年度当初入園：令和4年11月21日（月）～12月 9日（金）
- 年度途中入園：入園日（毎月1日）の前月10日（土日祝の場合は、翌開庁日）まで

入園手続は、このしおりを確認の上、準備を進めてください。

★問合せ先★

江田島市 福祉保健部 子育て支援課

電話：0823-42-2852

FAX：0823-42-3322

e-mail：kosodate@city.etajima.hiroshima.jp

も く じ

1	認定制度	P. 1
2	認定こども園と保育サービス	P. 3
3	入園までの流れ	P. 10
4	入園年齢とクラス編成	P. 11
5	申請に必要な書類	P. 11
6	保育料の負担について	P. 14
7	保育料徴収金基準表	P. 16
8	保育料の軽減措置	P. 17
9	保育給食費について	P. 17
10	保育料，保育給食費等の納付について	P. 18
11	給食について	P. 19
12	年度途中の入園申込みについて	P. 20
13	準備物について	P. 20
14	市外の保育施設への入園について	P. 20
15	市内転園について	P. 21
16	市外転出による退園について	P. 21
17	保育解除（退園）について（2号・3号認定）	P. 21
18	荒天時（台風等）の対応について	P. 21
19	病児・病後児保育事業	P. 22
20	にこ♡にこハウス（子育て世代包括支援センター）	P. 22
21	認定こども園に関するQ&A	P. 23

1 認定制度

認定こども園とは、幼稚園と保育園の両方の良さを併せた施設で、保育事由の有無にかかわらず認定区分に応じた保育を行うことができます。入園を希望する場合は、最初に「保育の必要性の認定」（以下「認定」という。）の認定区分を確認した上で、希望する園の入園申込みをしてください。

(1) 認定区分と保育時間について

子ども一人ひとりに「保育する必要があるのか、また、1日につき何時間の利用とするのか」などを審査し、保育の支給認定を行います。

認定は、子どもの年齢や保護者の個々の事情に応じて教育標準時間認定（1号）と保育認定（2号・3号）に区分され、区分に応じた保育サービスを受けることになります。

1号及び2号認定の有効期間は、小学校就学前までを基本とします。3号認定の場合は、満3歳の誕生日の前々日までが期限です。継続して入園する場合は、自動的に2号認定に切り替わります。

(2) 認定フロー図



(3) 保育の必要性の認定事由

2号又は3号認定を受けるためには、両親のいずれもが次の事由に該当する必要があります。また、認定事由により、利用時間が区分されます。

認定事由	利用区分	内 容
就 労	短時間	会社勤め、自営業等により、1箇月当たり48時間以上120時間未満の仕事をしている場合 ※就労証明書等の内容により、利用区分を認定します。
	標準時間	会社勤め、自営業等により、1箇月当たり120時間以上の仕事をしている場合 ※就労証明書等の内容により、利用区分を認定します。
妊娠・出産	標準時間 短時間	出産する場合（出産予定月の産前2箇月、産後2箇月）
疾病・障害	標準時間 短時間	病気、負傷、心身障害等の場合
介護・看護	標準時間 短時間	同居親族が病気のため、常時介護が必要な場合
災害復旧	標準時間 短時間	地震、風水害、火災等の災害の復旧にあたっている場合
求職活動	短時間	就職のために求職活動する場合（入園から90日間）
就 学	標準時間 短時間	学校、専修学校、職業訓練校等へ在学する場合
虐待・DV	標準時間 短時間	虐待やDVの被害を受けている（おそれがある）場合
育児休業	短時間	育児休業取得時に既に在園していて、継続利用が必要な場合 （生まれた子が満1歳に達する日以後、最初の3月31日まで）
そ の 他		上記に類すると市長が認める状態の場合



(4) 認定の種類と利用時間

認定は、子どもの年齢や保護者の就労状況によって区分され、区分に応じて利用できる時間が異なります。

認定区分	利用区分	保育時間	
1号認定	教育標準時間	月～金曜 ※注	8:30～14:00
2号認定	保育短時間	月～土曜	8:00～16:00 (土曜日は8:00～13:00)
	保育標準時間		8:00～18:00 (土曜日は8:00～13:00)
3号認定	保育短時間		8:00～16:00 (土曜日は8:00～13:00)
	保育標準時間		8:00～18:00 (土曜日は8:00～13:00)

※1号認定は、土曜日が休園です。また、小中学校に合わせて、夏季・冬季・春季の長期休園があります。

2 認定こども園と保育サービス

本市には、公立の認定こども園が5園あります。

全ての園で生後6箇月からの受入れと特別保育サービス（延長保育・一時保育）を実施していますので、それぞれ申込みをしてください。⇒ P6～7参照

(1) 市内の認定こども園

名称	定員	所在地	電話番号	FAX番号
認定こども園えたじま	210	江田島町中央4-18-25	(0823) 43-1311	(0823) 43-1312
認定こども園きりくし	40	江田島町切串3-34-35	(0823) 43-0213	FAX兼
認定こども園のうみ	170	能美町鹿川1263-3	(0823) 45-2219	(0823) 45-2330
認定こども園みたか	40	沖美町三吉2467-1	(0823) 47-0110	FAX兼
認定こども園おおがき	150	大柿町大原1090-9	(0823) 57-2537	FAX兼

※保育施設最低基準による保育士数が確保できない場合は、定員内であっても入園をお断りすることがあります。

(2) 一年間の主な行事

園では、家庭と共に日々の積み重ねによる子どもの成長を確かめ合ったり、喜び合ったりする機会となるよう、各園の特色や地域性を生かした楽しい行事を行っています。

*保育活動の高まりや、発達の節目となるもの・・・

入園式、遠足、運動会、発表会、郵便ごっこ、卒園式など

*伝承・文化的なもの・・・

七夕、夏祭りごっこ、クリスマス会、豆まき、ひな祭りなど

*幼児教育・・・

外国人講師による英語に親しむカリキュラム（年中・年長児を対象に、週1回遊びやゲームを通して楽しみながら英語に触れています。）



*保護者や地域との交流・・・

保育参観、幼年消防クラブ活動、福祉施設訪問など

*健康、安全管理にかかわるもの・・・

健診（内科・歯科・眼科・耳鼻科）、交通安全指導教室、避難訓練

★各園の特色ある保育

認定こども園えたじま

広島県から「ひろしま自然保育認証園」に認証された、海辺の観察などの恵まれた自然に親しむ保育



認定こども園きりくし

地域で活躍している方を招き、流木や山で採取した木の実や枝を使った造形活動に取り組むほか、地域ならではの活動を通して地域ぐるみの子育てを行うことで、豊かな体験を得る保育



認定こども園のうみ

地域の方との交流を深めながら、お茶体験など日本文化に触れることや菜園活動（畑づくり）を行うことで、感謝の心、豊かな心を育む保育



認定こども園みたか

自然豊かな環境と家庭的な雰囲気の中で地域の方や外国の子どもと触れ合いながら、互いを認め合い尊重する心を育み、実際に絵を描くことにチャレンジすることで、子どもの想像力・表現力を養う保育



認定こども園おおがき

跳び箱やマット運動、体力測定など基礎体力づくりに努め、元気いっぱい健康な体をつくる保育



(3) 認定こども園での健康

園では、日々、子どもの健康状態を把握し、家庭と連携を図りながら、丈夫な体づくりや、嘱託医による健診を行うなど、病気の予防に努めています。

★けが

けがをした場合、応急処置を行い、家庭と連絡を取り合い、状態により受診を促します。

負傷した場合に備えて、日本スポーツ振興センター災害共済へ加入していただきます。受診した際は、医療費の補助として災害給付金が支給されます。

★感染症

発熱、下痢・嘔吐等の場合は、登園を控えていただいています。また、学校保健安全法に基づいて登園停止となる感染症もあります。

いずれも、子どもの体調回復や、周囲への感染予防のため、医師の許可を得てから登園してください。

★新型コロナウイルス感染症対策

園では、定期的な施設の換気やおもちゃ等の消毒を行い、感染拡大防止に努めています。登園の際は、検温をしていただき、発熱や風邪の症状がある場合は、解熱後、呼吸器症状が改善傾向となるまで登園を控えてください。

また、園児が感染又は感染の疑いがある方と接触した場合、原則5日間登園を見合わせるとともに、園と連絡を取りながら健康観察をお願いします。

今後の感染状況により、各種行事が中止又は延期となる場合があります。保護者の皆様には御迷惑をおかけしますが、子どもたちの健康と安全のため、御理解・御協力いただきますよう、お願いします。

(4) 特別保育サービス

① 延長保育

保護者の就労形態が多様化しており、働きやすい環境を整えるため、市内全ての園で通常の保育時間を延長して保育を実施します。

勤務時間や送迎時間を考慮し、常に保育時間を超えて保育が必要な場合には、入園申込みと併せて「延長保育申込書」を提出してください。

○利用申込：利用開始を希望する10日前まで

○申込要件：勤務時間、通勤時間などを考慮し、通常の降園時間に間に合わない場合

○延長時間：2号・3号短時間保育	平日 16:00～19:00 土曜 13:00～16:00
2号・3号標準時間保育	平日 18:00～19:00 土曜 13:00～18:00

○利用料金：平日 2,000 円/月 土曜 1,000 円/月

※短時間・標準時間にかかわらず、同一料金になります。お迎えの時間については、登園・降園の届出書で確認します。

○利用取消：利用を止める月の月末までに「延長保育辞退届」を提出してください。

・届がない限り、利用の有無にかかわらず、延長保育料が発生します。



② 一時保育

認定こども園を利用してない家庭で断続的・緊急・一時的に家庭で育児ができない場合に、市内全ての園で一時預かり保育を実施します。

また、1号認定の子どもが通常の保育時間を超えて利用する場合に、一般利用者と区分して、お迎え時間に応じた一時保育が利用できます。急用でお迎えが間に合わない場合に御利用ください。

一般利用者

○申込要件：市内又は協定市町（広島市，呉市，岩国市など24市町）に在住の方で，年齢が満1歳～就学前で，本市の認定こども園に入園していない児童

○申込理由：①リフレッシュタイムがほしいとき 4回以内／月
②冠婚葬祭などで急な用事が入ったとき 14回以内／月
③仕事をしている間に預けたいとき 14回以内／月
④出産，入院，介護などで保育できないとき 14回以内／月

※③・④で利用する場合は，申請書に就労証明書や母子健康手帳の写しなど，家庭で育児ができないことを証明する書類を添付してください。

○保育時間：平日8：00～16：00 土曜8：00～12：00

○利用申込：利用する日の5日前まで（日・祝日の場合は，その前日）に利用を希望する園に申請してください。※緊急の場合を除く。

○利用料金：3歳児未満3，000円／回 3歳児以上2，000円／回

※利用料金の年齢区分は，令和5年4月1日時点の年齢になります。

※半日（8：00～12：00，12：00～16：00）の利用は半額

○利用変更：利用する園に事前に連絡してください。

○利用取消：利用する園に事前に連絡し，利用月の月末までに「一時保育辞退届」を提出してください。

発表会などのイベント開催日は，受入れできない場合があります。申込時には，事前に利用予定の認定こども園に相談してください。

また，一時保育利用は傷害保険の適用がありませんので，御了承ください。

1号認定利用者

○申込要件：認定こども園に通園している1号認定の子ども

○申込理由：緊急的に降園時間のお迎えに間に合わない場合

○保育時間：平日14：00～16：00



○利用申込：利用する日の前日まで（日・祝日の場合は，その前日）に入園している園に申請してください。

○利用料金：200円／時間

※1号認定の子どもが土曜日や長期休暇中に認定こども園の利用を希望する場合は，一時保育の一般利用者準じた利用になります。


(4) 子どもの1日の活動内容

・月曜日～金曜日

年齢	0～2歳児		3歳児以上		
認定区分	3号認定		2号認定		1号認定
利用区分	短時間	標準時間	短時間	標準時間	教育標準時間
開園					
7:30	登園・検温・健康観察 持ち物整理（0歳児を除く。）		登園・健康観察・持ち物整理		
8:00					
8:30	あそび		あそび		登園・健康観察 持ち物整理
9:00					
9:30	手洗い・授乳・おやつ				
10:00	睡眠（0歳児のみ）・あそび				
11:15	手洗い・授乳・給食				
12:00	歯みがき（0歳児を除く。）		手洗い・給食・歯みがき		
12:30	睡眠・午睡				
13:00			あそび・ 注：午睡（ひるね）		あそび
14:00					降園 一時保育
15:00	手洗い（0歳児を除く。） 授乳・おやつ・個別検査		手洗い・おやつ・個別検査		
16:00	降園 延長保育	あそび	降園 延長保育	あそび	
18:00		降園 延長		降園 延長	
19:00	閉園				

※午睡（ひるね）は、年少児以下は通年、年中児・年長児は6月～9月のみ

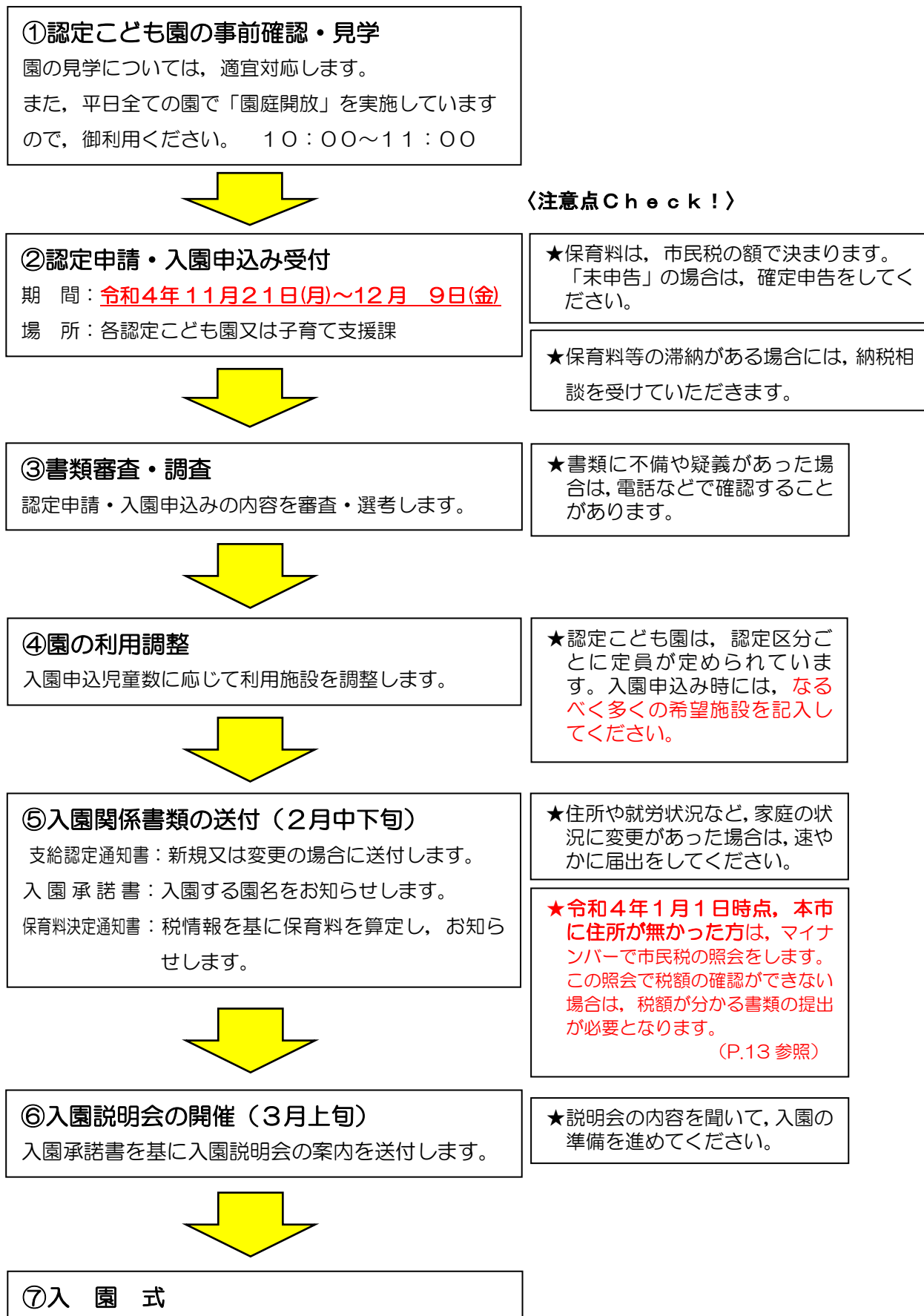
・土曜日

年 齢	0～2歳児		3歳児以上	
認定区分	3号認定		2号認定	
利用区分	短時間	標準時間	短時間	標準時間
	開 園			
7:30	登園・検温・健康観察 持ち物整理（0歳児を除く。）		登園・健康観察・持ち物整理	
8:00				
8:30	あそび		あそび 	
9:00				
9:30	手洗い・授乳・おやつ			
10:00	睡眠（0歳児のみ）・あそび			
11:30				
12:00	手洗い・授乳・昼食（軽食） 歯みがき（0歳児を除く。）		手洗い・昼食（軽食）・歯みがき	
13:00	降園 ↓ 延長 保育		降園 ↓ 延長 保育	
16:00				
18:00	閉 園			

※1号認定の子どもは、土曜日が休園です。

※1号認定の子どもが土曜日や長期休暇中に利用する場合は、一時保育の一般利用に準じます。

3 入園までの流れ



4 入園年齢とクラス編成

基本となるクラス編成については、次のとおりです。基本的に0歳児・1歳児は合同で保育しますが、2歳児以上でも受け入れ児童数によって異年齢の複式クラスを編成することがあります。

クラス編成	該当する生年月日
0～1歳児クラス	令和4年4月2日以降生まれ ※注
	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
2歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
3歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ
4歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ
5歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ

※生後6箇月を経過し、小学校就学前までの子どもが対象です。

5 申請に必要な書類 『※○数字は添付している書類番号』

(1) ①認定申請書（兼）入園申込書（入園児1人につき1枚）

子ども一人ひとりを認定するため、記入項目が重複しますが、兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ提出してください。

また、家庭で保育できない2号・3号認定の場合は、必ず裏面の『入園児童の保護者の状況』を記入し、(2) 保育を必要とする証明書類を提出してください。

※提出時にはマイナンバーによる本人確認が必要です。世帯員全員の本人確認書類（マイナンバーカード又は個人番号通知カード及び運転免許証など）を提示してください。



(2) 保育を必要とする証明書類（父母それぞれ、次の書類のうちどれか1枚）

※兄弟姉妹で同時に申請する場合は、添付書類は1部でかまいません。

※教育標準時間認定（1号）の申請をする場合は必要ありません。

○保育を必要とする証明書類と添付書類一覧（父母の書類が必要）

認定事由		提出書類	添付書類等
就労	外勤	②就労証明書	※勤務先で証明を受けてください。
	自営等	③申立書	営業許可証、直近の納品書、発注書等の写しなど
妊娠・出産		③申立書	母子手帳の写し（名前と出産予定日が分かる部分）
疾病・障害		③申立書	診断書、障害者手帳の写し
介護・看護		③申立書	診断書など
災害復旧		③申立書	※子育て支援課で確認します。
求職活動		④求職活動申立書	※入園後90日以内に就労証明書を提出してください。
就学		③申立書	合格通知書、年間カリキュラムなど
虐待・DV		必要なし	※子育て支援課で確認します。
育児休業		②就労証明書	※勤務先で証明を受けてください。

②就労証明書（雇用されている場合）

会社員等の場合、就労状況を確認するために必要です。勤務形態、勤務時間等については実際の雇用形態を記入していただき、残業等の不規則な勤務状況は記入しないでください。

※必ず事業所に記入していただき、社印を押印してください。下欄以外は、申請者本人が記入しないでください。

※放課後児童クラブへの入会申込みを利用する場合は、あらかじめ写しを取っておいてください。

③申立書（雇用されていない場合）

自営業、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、就学等を理由に認定を受ける場合に提出し、申立内容を証明できる書類を添付してください。

例えば、父母で店舗等を経営している場合は、経営者（代表者）である方が申立書を提出し、もう一方は従業員として就労証明書を提出してください。



④求職活動申立書（求職活動のため入園希望する場合）

既に仕事を探している、又は、これから求職活動をはじめると、求職活動を理由に認定を受ける場合に提出してください。

求職活動の場合、入園後90日以内に就労が決定しなければ退園になります。就労が決定したら、速やかに支給認定変更の手続きをしてください。

※求職活動を理由とした入園は、1年度内に1回のみです。

★期限付き入園について御注意ください！

求職活動中（90日）や出産（出産予定月を含め産前2か月・産後2か月の計5か月）など、当初から認定要件に期限のあるものは、期限日をもって退園になります。

(3) ⑤登園・降園の届出書（1世帯につき1枚）

子どもを送迎する際に、だれが・どのような方法で・何時に送り迎えをするのか届け出ていただきます。

子どもは、お迎えを楽しみに待っています。届け出た時間までにお迎えをお願いします。

(4) ⑥児童の健康状況表（入園児1人につき1枚）

子どもの健康状態をお知らせください。

子どもの病状は、急変する場合があります。園では、毎朝、子どもの健康状態を確認していますが、早めに異変を確認するため、必ず健康状態をお知らせください。

(5) 医療機関の証明する指示書（必要な児童につき1枚）

「⑥児童の健康状況表」の内容により、次の指示書をお渡しします。必ず医師から証明してもらったうえで提出してください。

・食物アレルギー指示書

園では、給食やおやつを提供します。食物アレルギーがある場合には、必ず医師が証明した指示書を提出してください。

・指示書

喘息やアトピー性皮膚炎などの疾患をもつ子どもについては、園で配慮が必要な事項について、医師が証明した指示書を提出してください。

(6) 税額が分かる書類（次に該当する父母につき1枚）

令和4年1月1日時点、江田島市に住民登録が無かった方は、前住所地にマイナンバーで税額の照会をします。この照会で税額が確認できない場合は、課税証明書の提出をお願いすることがあります。

※未申告のため、市県民税が未確定となっている方は、至急、税務課の窓口で申告してください。



★提出書類チェックシート

番号	書類の名称	適用	<input checked="" type="checkbox"/> チェック欄
①	認定申請書(兼)入園申込書	入園児童ごとに必要 ※家族全員のマイナンバー確認書類	<input type="checkbox"/>
②	就労証明書	勤務事業所の証明が必要	
③	申立書	内職, 自営業, 妊娠・出産など	<input type="checkbox"/>
	申立を証明する書類	※自営業の場合は, 発注書, 納品書の写しなど ※出産の場合は, 母子健康手帳の写し	
④	求職活動申立書	求職活動状況の確認のために必要	※1号認定の 場合は, 提出 不要
⑤	登園・降園の届出書	送迎方法, 送迎時間確認のために必要	<input type="checkbox"/>
⑥	児童の健康状況表	児童の健康状況の確認のために必要	<input type="checkbox"/>
	食物アレルギー指示書(必要な児童のみ)	食物アレルギーがある場合	<input type="checkbox"/>
	指示書(必要な児童のみ)	健康管理に注意が必要な場合	<input type="checkbox"/>
	ひとり親等医療費受給者証 療育手帳 障害者手帳 など	特別認定のために必要	<input type="checkbox"/>

6 保育料の負担について

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り, 全ての子どもに質の高い幼児教育を保証するため, 幼児教育・保育については, 国により無償化されています。ただし, 給食費, 教材費等については, 実費を徴収しています。

無償化の対象となっていない児童の保育料は, これまでどおり保護者の世帯所得に応じて負担額を決定します。

令和4年1月1日時点で本市に住民登録が無かった方は, マイナンバーで税情報の確認をします。マイナンバーの照会で税情報が確認できなかった場合は, 課税額が分かる書類の提出をお願いすることがあります。

無償化の対象

- ① 満3～5歳児〔1号認定〕の保育料
- ② 3(年少)～5(年長)歳児〔2号認定〕保育料
- ③ 0～2歳児〔3号認定〕で市民税非課税世帯の保育料

保育料のポイント

- ① 保育料は、利用区分に応じて異なります。
 - ② 保育料の決定方法
 - ・保育料は、お子さんの扶養義務者のうち、原則として、父母の市民税額の合算額によって決定します。
 - ・祖父母等と同居している世帯で、次の①②の両方に該当する場合は、祖父母等が「主に会計を維持している」ものとして、祖父母等の市民税額を基に保育料の決定・給食費免除の決定を行います。
 - ① 父母の令和3年中（令和3年1月～令和3年12月）収入合算額が、120万円未満であること。
 - ② 同居の祖父母等の令和4年度分市民税が課税されていること。
- ※ この基準に該当する場合は、祖父母等と父母の住民票が別世帯であっても、祖父母等を算定対象者とします。
- ・令和5年4～8月分の保育料は令和4年度分の課税額で、令和5年9月～令和6年3月分の保育料は令和5年度分の課税額で算定します。課税額により、9月からの保育料が変更することがあります。

令和5年									令和6年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度分市民税額を基に決定					令和5年度分市民税額を基に決定						

- ・ 生活保護世帯、ひとり親世帯等（※）、多子世帯等に対する保育料軽減措置があります。（P.17 保育料の軽減措置参照）
- ※ひとり親世帯等とは、ひとり親家庭等医療費助成世帯、在宅障害児（者）のいる世帯のことをいいます。
- 世帯の状況によっては離婚のみでは、「ひとり親世帯」とみなされないことがあります。



7 保育料徴収金基準表

※国の動向により、保育料が変わる場合があります。予め御了承ください。

◆3号認定（0歳～2歳児）の保育料

階層区分		標準時間	短時間
A	生活保護世帯等	0	0
B1	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0
B2		その他の世帯	0
C1	市民税所得割非課税 (市民税均等割のみ)	ひとり親世帯等	7,300
C2		その他の世帯	14,500
C3	市民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	9,000
C4		その他の世帯	18,000
D1	市民税所得割課税額 48,600円以上 63,600円未満	20,000	18,000
D2	市民税所得割課税額 63,600円以上 78,600円未満	25,000	22,500
D3	市民税所得割課税額 78,600円以上 97,000円未満	30,000	27,000
D4	市民税所得割課税額 97,000円以上 125,100円未満	35,000	31,500
D5	市民税所得割課税額 125,100円以上 147,500円未満	40,000	36,000
D6	市民税所得割課税額 147,500円以上 169,000円未満	44,500	40,000
D7	市民税所得割課税額 169,000円以上 222,600円未満	50,000	45,000
D8	市民税所得割課税額 222,600円以上 269,100円未満	55,000	49,500
D9	市民税所得割課税額 269,100円以上 301,000円未満	61,000	54,900
D10	市民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	70,000	63,000
D11	市民税所得割課税額 397,000円以上	76,000	68,400

※ひとり親世帯等及び年収360万円未満相当（市民税所得割課税額57,700円未満）世帯に対する軽減措置が適用されます。詳しくは、P17「8保育料の軽減措置」を御覧ください。

8 保育料の軽減措置

次のとおり保育料の軽減措置を行っています。

- (1) 満18歳未満の子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を3人以上扶養している場合、第3子以降無料
- (2) 兄弟姉妹が同時入園している場合は、第2子半額（兄弟が卒園するなど、条件を満たさなくなった場合は、軽減措置はなくなりますので、御注意ください。）
- (3) 多子世帯に係る特例措置（ひとり親世帯等を除く。）
市民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯（C2 階層・C4 階層・D1 階層の一部）…
第1子の年齢に関わらず、第2子を半額、第3子以降無料
- (4) ひとり親世帯等に係る特例措置
 - ①市民税所得割課税額 48,600 円以上 77,100 円未満の世帯(D1 階層・D2 階層の一部)
…第1子 9,000 円
 - ②市民税所得割課税額 77,100 円未満の世帯（C1 階層・C3 階層・D1 階層・D2 階層の一部）…第2子以降無料

保育制度の改正による軽減後の保育料に差額（4～8月分）が生じた場合は、9月の保育料後期算定期間に精算します。

9 保育給食費について

保育給食費の実費（食材費のみ）を負担していただきます。

○月額3,500円

○1号認定の園児について、夏休み及び冬休み該当月は、開所日数に応じて月額を変更します。

○月途中の退園の場合、日割り（187円/日×開所日数）となります。

○病気やけがなどにより休園した場合の減額はありますが、1か月以上の長期休暇等の場合、月単価で給食費の免除をします。前月の10日までに免除のための手続きが必要です。

★次の場合は、対象園児の保育給食費が無料となります。

- ①父・母（場合によっては、同居の祖父母）の市民税所得割額の合算が次の金額未満の世帯
- | | | |
|------|-----|-----------|
| 1号認定 | ・・・ | 77,100円以下 |
| 2号認定 | ・・・ | 57,700円未満 |
| 3号認定 | ・・・ | 非課税世帯 |



- ②満18歳未満の子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を現に3人以上扶養している世帯における第3子以降の園児

10 保育料，保育給食費等の納付について

保育料，保育給食費等は，納入誤りの防止，歳出削減のため，口座振替による毎月の納付をお願いしています。

「江田島市口座振替依頼書」に必要事項を記入の上，次の取引金融機関で手続をしてください。口座振替ができるのは，この取引金融機関の口座のみとなります。

※取引金融機関 …… 広島銀行，もみじ銀行，呉信用金庫，呉農業協同組合
広島県信用漁業協同組合連合会，ゆうちょ銀行

※手続に必要なもの …… 振替を希望する口座の通帳，届出印

※口座振替は，各月末（土日祝日の場合は，翌営業日）に引落し処理されます。

★口座振替の手続に際しては，金融機関に備付けの「江田島市口座振替依頼書」の該当する種目に○印を記入し，提出してください。

★口座振替の対象となる種目は，「保育所保育料」，「延長保育保護者負担金」及び「保育給食費」です。

★「江田島市口座振替依頼書」の『納税（納付）義務者』欄は，納付書に記載されている方の氏名を記入してください。例えば，納税義務者が父で，引落とし口座の名義人が母である場合は，納税義務者の欄に父の氏名を記入してください。

★引落しができなかった場合や納付書で支払をした場合でも，本市の入金確認処理日までに納付の確認できなかった場合は，督促状のはがきが送付されますので御了承ください。

★納付書でお支払の場合は，市役所本庁，各市民センター，市民サービスセンター（ゆめタウン江田島内），市内金融機関及びコンビニエンスストアのほか，**スマートフォン決済アプリ「PayB（ペイビー）」**でお支払いただけます。

PayB（ペイビー）とは

ビリングシステム㈱が提供するスマートフォン決済アプリです。スマートフォンから「コンビニ収納用バーコード」を読み取ることで，事前に登録した金融機関の口座から，いつでもどこでも納付することができます（手数料無料）。

利用方法



利用可能な金融機関

広島銀行、ゆうちょ銀行、もみじ銀行、三菱UFJ銀行など
詳しく、PayBのHPを確認してください。

HPのQRコードはこちら→



11 給食について

本市では、子どもの成長に合わせた給食を提供するため、認定こども園専用の給食センター「にこにこ給食センター」を設置し、食育の推進を図っています。

認定こども園専属の栄養士が児童の成長に合わせた献立を作成し、保護者の皆様に毎月お知らせします。

(1) アレルギー対応

医師からの指示書を提出後、保護者、保育士、栄養士と面談し、給食、おやつに対応を決めていきます。

食べられない献立の場合は、家庭から代わりにするおかずを持参してください。

(2) 離乳食対応

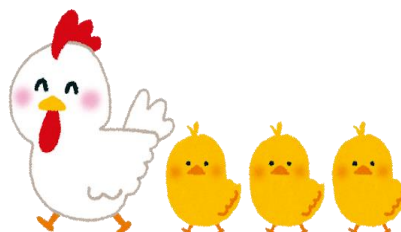
満7箇月から中期の離乳食を提供します。入園が決まったら、保護者、保育士、栄養士と面談し、必ず、おためし(家庭で食べてみて、問題がないか試すこと。)をしてください。

入園後は、毎月15日までに“離乳食 おためし食材チェック表”を園に提出してください。

チェック表がない場合は、離乳食を提供することができません。離乳食が食べられるようになる5～6箇月頃からしっかり準備してください。

(3) 粉ミルク対応

乳児は、粉ミルクでの対応になります。母乳栄養の場合は、粉ミルクに慣れる練習をしておいてください。



12 年度途中の入園申込みについて

年度途中で入園を希望される方についても、新年度入園と同じ手続が必要になります。

このため、前の住所地で保育の支給認定を受けていた場合でも、改めて本市で入園申請書類を提出していただきます。

なお、年度途中に定員を超過する場合があります。年度途中の受入れについては、事前に園又は子育て支援課にお問い合わせください。

○受付期間：入園日（毎月1日）の前月10日（土日祝の場合は、翌開庁日）まで

○受付場所：各認定こども園又は子育て支援課

○受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで

○提出書類：新年度入園と同じ

13 準備物について

入園承諾書が届きましたら、入園日までに次の物を準備し、持参する全ての物に名前を書いてください。

○準備物（基本）

ふとん（年少児以下）、おしぼり、はし（スプーン）、着替え（紙おむつ）、ハンドタオル
歯ブラシ、コップ

※園ごとで準備物が異なります。事前に利用する園に確認してください。

（4月入園の場合は、入園説明会で確認してください。）



14 市外の保育施設への入園について

保育施設の申込みは、住所地の市区町村で行うことが原則です。

ただし、勤務地が市外であったり、里帰り出産など、住所地以外での保育を希望する場合には、「保育施設の広域入所」制度があります。この制度は、市区町村間で協定を締結した上で保育業務を委託又は受託することになります。

他の市区町村の保育施設に入園を希望する場合は、早めに子育て支援課に御連絡ください。

※市区町村によっては、広域入所を受け入れていない場合があります。

15 市内転園について

市内転居などで園を変更したい場合には、早めに通園中の園又は子育て支援課に相談してください。

園に空きがない場合は、希望に添えないことがありますので、事前に転園先の入園状況を確認した上で「転園届」を提出してください。

16 市外転出による退園について

転勤など市外に転出する予定になった場合は、早めに園又は子育て支援課に相談した上で退園の手続きをしてください。

転出先で改めて保育の支給認定申請と入園手続きをしていただくことになります。

なお、保育料と保育給食費は、退園日を以て日割り計算し、請求させていただきます。

※江田島市内に勤務している場合などで、転出後も、引き続き通園できる場合があります。詳しくは、転出先の市区町村の保育担当課に確認してください。

未納の保育料等がある場合は、転出届・退園届を提出する際に、必ず子育て支援課に相談してください。

17 保育解除（退園）について（2号・3号認定）

市外転出以外にも、次の場合には、退園していただくことになります。

- 1 保護者などが、お子さんを保育できることになったとき（離職など）
- 2 お子さんが、疾病などで集団保育に耐えられないとき
- 3 入園申込み事項に相違があったとき
- 4 保育が必要な状態が確認できないとき（罰則あり）

※仕事を辞めた場合など、認定要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに園又は子育て支援課に届け出てください。必要な報告をしない場合や虚偽の報告をした場合に、過料が発生することがあります。

18 荒天時（台風等）の対応について

原則、休園しませんが、安全確保を最優先に天候に応じて登園を控えるなど、御家庭でも適宜対応をお願いします。

- 1 緊急の場合は、電話や母子モ等の配信システムでお知らせします。
- 2 登園後に警報が発令された場合に、早めのお迎えをお願いすることがあります。



19 病児・病後児保育事業

病氣中又は病氣回復期の児童を保育することが難しいとき、次の施設で保育します。

○実施施設：「病児・病後児保育室わかば」（澤医院内 ☎0823-57-2003）

○対象者：次の全ての条件に該当する児童

- ① 満1歳から小学校6年生の児童
- ② 当面症状の急変が認められない場合、病氣の回復期にあるが集団生活が困難な状態であると医師が認める児童
（感染症については、お断りすることがあります。）
- ③ 保護者が勤務などにより、家庭で看護することが困難な児童

○利用日時：月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後6時まで
（1回につき、連続5日まで利用可能）

○利用定員：1日 3人

○利用料金：1人1日当たり 2,000円

○利用方法：①**事前登録**（子育て支援課に提出）

②利用する際は、かかりつけ医を受診し、「わかば」に予約する。

20 にこ♡にこハウス（子育て世代包括支援センター）

子育て支援員が常駐するオープンスペースを設置しています。

「子育ての悩みを他のお母さんと共有したい」、「子育ての相談はどこでしたらよいのか」など、様々な相談に応じます。お気軽に御利用ください。

○妊娠期から子育て期にわたる相談

○母子健康手帳、予防接種券などの交付

○不妊治療費助成申請

○乳幼児健診

○認定こども園の入退園に関する手続

○病児、病後児保育の利用に関する手続

○児童手当及び児童扶養手当に関する手続

○児童虐待対応

○ひとり親家庭の自立支援（貸付・高等職業訓練促進給付金等の手続）

○ファミリーサポートセンター事務局



★オープンスペースでイベント（にこ♡にこひろば）を実施しています★

お母さんたちの交流の場、子育ての情報交換、自主グループ活動、親子で参加できるイベントなどを週1回のペースで実施しています。

みんなで一緒に楽しいひと時を過ごして、リフレッシュしましょう。

21 認定こども園に関するQ&A

Q 認定こども園ってどんな施設ですか。

A 認定こども園は、幼稚園と保育園の両方のよさを併せた施設で、3～5歳児クラスの子どもは、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者が仕事をはじめたり仕事を辞めたりした場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴となります。

Q 1号認定と2号認定とでは、保育内容が変わりますか。

A 基本的な過ごし方は変わりません。

午前中は、1号認定の子どもと2号認定の子どもを同じクラスに編成し、一緒の時間を過ごします。

Q 教育・保育無償化の対象は、どこまでですか。

A 3～5歳児クラスの全ての子ども
0～2歳児クラスの保育料（市民税非課税世帯）



Q 保育料はどのようにして決められますか。

A 保育料は、父母の市民税所得割額の総額により決定します。住宅取得控除等の税額控除がある場合は、控除前の額で算出します。状況に応じて、同居する親族等の所得を算出に加える場合があります。

（P.16 保育料徴収金基準表参照）

Q 年度途中の保育料の変更はありますか。

A 4月分から8月分までの保育料については、前年度の市民税額により算定し、9月分から3月分までの保育料については当年度分の市民税額により算定します。

このため、毎年9月の算定替えにより、保育料が変更することがあります。

Q 教育・保育は無償化されていますが、他に徴収するものはありますか。

A 給食費及び教材費については、実費徴収としています。

また、延長保育料及び一時保育料は、無償化の対象外となっています。

Q 保育料、保育給食費はどのような方法で支払うのですか。

A 座振替又は納付書により、支払ってください。

座振替の場合は、月末（土日祝の場合は、翌営業日）の引落としになります。

納付書払の場合は、毎月15日頃に納付書を発送し、月末が納期限になります。市役所本庁、各市民センター、市民サービスセンター（ゆめタウン江田島内）、市内金融機関及びコンビニエンスストアのほか、スマートフォン決済アプリ「PayB（ペイビー）」でお支払いください。

Q 保育料,給食費を納付しました。督促状が届いたのですが、なぜですか。

A 納付の確認がとれるまで、一定の時間がかかります。行き違いで督促状が届いた場合は、御容赦ください。

保育料,給食費は期限内の納付をお願いします。

Q 保育の支給認定の有効期限は何年ですか。また、認定事由が変更した場合はどうなりますか。

A 3歳児以上の1号及び2号認定は、小学校就学前までを基本とします。

3歳児未満のお子さんは、3号認定となり、満3歳の誕生日の前々日までが期限となります。継続して入園する場合は、自動的に2号認定に切り替わります。

ただし、保育の認定事由に該当しなくなった場合は、その時点までとなります。

また、市外へ転出した場合も、認定が消滅します。転出先の市区町村において、新たに認定申請してください。

就職や離職等で認定内容が変わったときは、速やかに支給認定変更届(兼)記載事項変更届を提出してください。故意に届出しない場合は、罰則規定があります。

Q 保育時間はどうなりますか。

A 保育時間は、認定区分に応じて異なります。(P.3 (4) 認定の種類と利用時間参照)

勤務や送迎の都合で通常の保育時間にお迎えができない場合は、園又は子育て支援課に相談してください。

Q 認定こども園の空き状況を知りたいのですが。

A 子育て支援課(TEL0823-42-2852)までお問い合わせください。

Q 認定こども園の見学はできますか。

A 園又は子育て支援課にお問い合わせください。

平日午前10時から11時まで、全ての園で園庭開放を実施していますので、お気軽に御利用ください。

Q 入園申請書類はどこにありますか。

A 各認定こども園、子育て支援課、市役所本庁,各市民センター及び市民サービスセンター(ゆめタウン江田島内)にあります。また、市のホームページからダウンロードできます。



Q 新年度の入園申込みは早くした方がよいですか。

A 先着順ではありません。

新年度入園申込みは、11月21日（月）から12月9日（金）まで受け付めます。期限内であれば、いつ申込みしても入園には影響しません。

年度途中の入園申込みについては、毎月1日からの入園申請を受け付けています。入園を希望する日の前月10日（土日祝の場合は、翌開庁日）までに書類を提出してください。

広域入所の場合は、相手方の自治体の申請期限もありますので、早めに子育て支援課に相談してください。

園の状況により御希望に添えない場合があります。予め御了承ください。

Q 申請書類の準備が間に合いません。

A 認定申請書及び認定に必要な書類は、期限までに必ず提出してください。

認定ができない場合は、入園申込みを受け付けることができません。

Q 自営業ですが、就労を証明するのに必要な書類は何ですか。

A 経営者の場合は、自営が確認できるものとして、次の書類のいずれかの写しを提出してください。

法人登記書、開業届、営業許可証、屋号を確認できる確定申告書、納品書、発注書など。

Q 父が単身赴任していますが、父の書類が必要ですか。

A 必要です。

別居であっても就労証明書等は父・母分の書類を提出してください。時間がかかることが予想される場合は、早めに準備してください。

Q 第1希望の園に必ず入れますか。

A なるべく御希望に沿えるよう調整を行いますが、申込みの状況により、他の認定こども園を紹介する場合があります。

Q 入園の可否については、いつ確認できますか。

A 新年度入園は、2月中に入園承諾書を発送します。

途中入園の場合は、申請受付締め切り後、一週間以内に入園の可否について連絡します。

Q 出産予定のため、上の子を預かってもらえますか。

A 出産予定月を含む産前産後各2箇月、最長5か月間入園できます。



Q 江田島市内に住民票があり、勤務先が呉市（広島市）ですが、勤務先の近くの保育施設に預けることができますか。

A 可能です。本市で認定を受け、入園申込みをすることになります。

ただし、保育施設の所在する市区町村に保育を委託しますので、入園状況により御希望に沿えない場合や、広域入所を受け入れていない場合もありますので、必ず事前に子育て支援課に相談してください。里帰り出産などの場合も同様に申込みできます。

Q 現在、就職活動中ですが、入園できますか。

A 求職活動を理由に、90日を限度として入園できます。

就職が決定した場合は、保育期間を延長するため、速やかに就労証明書を提出してください。

90日間で就労が決定しない場合は、退園していただくことになります。

求職活動を理由とした入園は、1年度内に1回のみです。

Q ならし保育はありますか。

A 実施していません。

園庭開放を各園で実施していますので、事前に連絡の上、御利用ください。

Q 食物アレルギーがあるのですが、給食やおやつはどうなりますか。

A 認定こども園専用の給食センターを設置し、栄養士が子どもの栄養バランスを管理します。

アレルギー対応については、医師からの指示書を提出後、保護者、保育士、栄養士と面談し、給食・おやつの対応を決めていきます。

(P19 (1)アレルギー対応参照)

